

新	旧
<p style="text-align: center;">信用取引口座約款</p> <p>(第1条～第22条 省略)</p> <p>第23条 (逆日歩)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 制度信用取引で逆日歩が発生した場合、当社は、信用取引の売建玉に対して、信用取引貸株料に加えて逆日歩の金額を徴収し、信用取引の買建玉に対しては、逆日歩の金額を支払うものとします。</p> <p>第26条 (株主優待や議決権行使等について)</p> <p><u>1. お客様が信用取引にて買付けた信用建玉に関しては、株主優待や議決権行使等の株主権利を得ることはできません。</u></p> <p>第27条 (代用有価証券の出庫) (本文省略)</p> <p>第28条 (信用取引利用の禁止・解約) (本文省略)</p> <p>第29条 (届出事項) (本文省略)</p>	<p style="text-align: center;">信用取引口座約款</p> <p>(第1条～第22条 省略)</p> <p>第23条 (逆日歩)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 信用取引で逆日歩が発生した場合、当社は、信用取引の売建玉に対して、信用取引貸株料に加えて逆日歩の金額を徴収し、信用取引の買建玉に対しては、逆日歩の金額を支払うものとします。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第26条 (代用有価証券の出庫) (本文省略)</p> <p>第27条 (信用取引利用の禁止・解約) (本文省略)</p> <p>第28条 (届出事項) (本文省略)</p>

<p>第 <u>30</u> 条 (届出事項の変更届出) (本文省略)</p> <p>第 <u>31</u> 条 (準拠法及び合意管轄) (本文省略)</p> <p>第 <u>32</u> 条 (本約款の変更) (本文省略)</p> <p style="text-align: right;">平成 30 年 3 月 5 日 制定 平成 30 年 3 月 31 日 改訂 平成 30 年 7 月 6 日 改訂 <u>平成 30 年 8 月 8 日 改訂</u></p>	<p>第 <u>29</u> 条 (届出事項の変更届出) (本文省略)</p> <p>第 <u>30</u> 条 (準拠法及び合意管轄) (本文省略)</p> <p>第 <u>31</u> 条 (本約款の変更) (本文省略)</p> <p style="text-align: right;">平成 30 年 3 月 5 日 制定 平成 30 年 3 月 31 日 改訂 平成 30 年 7 月 6 日 改訂</p>
--	--